

# 工事監督技術基準

令和7年10月1日  
施設部長裁定

(目的)

## 第1条

この基準は、国立大学法人大阪大学施設部が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督に関する事項を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(監督の実施)

## 第2条

監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

なお、契約基準条項の欄は、国立大学法人大阪大学工事請負契約基準(以下、「契約基準」という。)の条項を示す。

項目	業務内容	契約基準条項
1 契約の履行の確保		
(1)契約図書の内容の把握	請負契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等並びに次の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	
(2)施工計画書の受理	受注者等から提出された施行計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画に係る部分については承諾する。	
(3)契約図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	第9
(4)条件変更に関する確認、調査、検討、通知	①契約基準第18第1項の第一号から第五号までの事実を発見したとき、又は受理者等から事実の確認を求められたときは、直ちに調査	第18

	<p>を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により設計図書の訂正又は変更内容を定める。</p> <p>ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、設計担当者等の立会いを求めるとともに、あらかじめ契約担当役の承諾を受ける。</p> <p>②前項の調査結果を受注者等に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。</p>	第18
(5)関連工事の調整	<p>施工上密接に関連するその他の工事については、必要に応じて施工についての調整を行う。</p>	第2
(6)工程把握及び工事促進指示	<p>受注者等からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	第11
(7)工期変更協議の対象通知	<p>契約基準第15第7項、第17第1項、第18第5項、第19、第20、第21及び第22第1項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果の通知を行う。</p>	
(8)契約担当役への報告	<p>①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当役へ法億する。</p>	第20
1)工事の中止及び工期の延期の検討並びに報告	<p>②受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当役へ報告する。</p> <p>③発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害を及ぼし、必要な費用を負担しなければならないと認められる場合は、契約担当役に報告する。</p>	第21
2)一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当役へ報告する。</p>	第28
3)天災その他の不可抗力による工事出来高部分等の損害の調査及び報告	<p>①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当役へ報告する。</p> <p>②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当役へ報告する。</p>	第30 第30

4)第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当役へ報告する。	第29
5)中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、契約担当役へ報告する。	第35
6)部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当役へ報告する。	
7)工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当役への措置請求を行う。	第12
8)契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	①契約基準第43第1項及び第44第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当役に対して措置請求を行う。	第43 第44
	②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当役へ報告する。	第45
	③契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当役へ報告する。	第53
2 施工状況の検査等		
(1)事前調査等	次の事前調査業務を行う。 ①受注者等が行う官公署その他の関係機関への届出の把握 ②その他必要な事項	
(2)工事材料の検査等	設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会いのうえ調合し若しくは調合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、立会い又は検査を行う。	第13 第14

(3)工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ 施工するものと指定された工種においては、 設計図書の規定に基づき立会いを行う。	第14
(4)工事施工の検査等	設計図書に示された場合、一工程の施工が 完了し報告された場合及び監督職員の指定 した工程に達した場合は、公共建築工事標準 仕様書(統一基準)により検査等を行う。	
(5)改善請求及び破壊による 検査	①工事の施工が契約図書に適合しない事実 を発見した場合で、必要があると認められたと きは、改善の指示を行う。 ②契約基準第13第2項若しくは第14第1項か ら第3項までの規定に違反した場合又は工事 の施工が設計図書に適合しないと認められる 相当の理由がある場合において必要があると 認められる場合は、工事の施工部分を破壊し て検査する。	第17
(6)支給材料及び貸与品の 検査、引渡し	設計図書に定められた支給材料及び貸与品 については、その品名、数量、品質、規格又 は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを 行う。	第15
3 円滑な施工の確保		
(1)地元対応	地元住民等からの説明の要求又は苦情など の報告に対し必要な処置を行う。	
(2)関係機関との協議及び調 整	工事に関して、官公署その他の関係機関との 協議及び調整等における必要な措置を行う。	
4 その他		
(1)現場発生材の処置	工事現場における発生材については、規格、 数量等を確認し、その処理方法について指示 する。	
(2)臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要が あると認められるときは、受注者等に対し臨機 の措置を求める。	第27
(3)事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査 し、担当課に報告する。	
(4)工事完成検査等の立会い	原則として監督職員は工事の完成、既済、完 済、中間技術の各段階における工事検査の	

(5) 検査日の通知	立会いを行う。 工事検査に先立って受注者等に対して検査日を通知する。	
------------	---------------------------------------	--

(注)

- ①「契約図書」とは、設計図、仕様書その他契約関係図書をいう。
- ②「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- ③「指示」とは、監督職員が受注者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ④「承諾」とは、契約図書で明示した事項で、受注者等が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
- ⑤「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- ⑥「通知」とは、監督職員が受注者等に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑦「受理」とは、契約図書に基づき受注者等の責任において監督職員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- ⑧「把握」とは、監督職員が、立会い若しくは受注者等が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について監督職員が契約図書との整合を自ら認識しておくことをいう。
- ⑨「立会い」とは、契約図書に示された項目について、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- ⑩「検査」とは、契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。
- ⑪「調整」とは、監督職員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者等に対し指示することをいう。